

韓国知的財産ニュース 2022 年 12 月後期

(No. 477)

発行年月日：2023 年 1 月 5 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2118959)
- 1-2 デザイン保護法の一部改正法律案 (議案番号：2118974)
- 1-3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2118983)
- 1-4 デザイン保護法施行規則の一部改正令 (産業通商資源部令第 491 号)
- 1-5 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令
(産業通商資源部令第 495 号)
- 1-6 発明振興法の一部改正法律案 (議案番号：2119150)
- 1-7 技術の移転及び事業化の促進に関する法律施行令の一部改正令案の
立法予告 (産業通商資源部公告第 2022-912 号)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、知的財産権分野の FTA 説明会を開催
- 2-2 特許手数料を減免するための「中小企業証明書類ハンドブック」を配布
- 2-3 韓国特許庁、エンターテインメント業界と現場懇談会を開催
- 2-4 新任特許審判院長にキム・ミョンソプ産業財産政策局長を任命
- 2-5 韓国特許庁、欧州特許公報韓国語翻訳文データ 500 万件を開放
- 2-6 特許・商標年次登録料納付案内書、一目でわかりやすく変わります
- 2-7 韓国特許庁、来年度予算 7,390 億ウォンが国会で確定
- 2-8 韓国特許庁、2022 年 10 大ニュースを選定…
1 位は「人工知能は発明者になれない」
- 2-9 韓国・UAE、知的財産分野の高官級会談を開催
- 2-10 韓国特許庁、「出願書式標準事例集」を発行

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 2023年からデザイン物品分類が変わります

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2118959）

議案情報システム（2022.12.15.）内容掲載は2023.1.4

議案番号：2118959

提案日：2022年12月15日

提案者：キム・ヨンミン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、営業秘密の取得・使用・漏洩のみを侵害行為として定義している。これにより、営業秘密が保存されているコンピューターや情報システムの情報を毀損・削除することに対する処罰が不可能である。

そのため、営業秘密が保存されているコンピューターや情報システムをハッキング、コンピューターウイルス、論理・メール爆弾、サービス拒否又は高出力電磁波等の方法により攻撃し、営業秘密を毀損するか、削除する行為を侵害行為の類型に含めようとする（案第2条第3号ト目新設及び第18条第2項）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第3号にト目を次のように新設する。

- ト．営業秘密が保存されているコンピューターや情報システムをハッキング、コンピ

ユーザーウイルス、論理・メール爆弾、サービス拒否又は高出力電磁波等の方法により攻撃し、営業秘密を毀損するか、削除する行為
第18条第2項本文中「行為をした」を「行為をした者又は第2条第3号ト目に該当する営業秘密侵害行為をした」に改める。

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1-2 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2118974）

議案情報システム（2022.12.16.）

議案番号：2118974

提案日：2022年12月16日

提案者：キム・ホエジェ議員外9人

提案理由

デザイン出願の優先権を主張するための方法や手続き等が主要国に比べて制限されているためデザイン権者の権利保護に困難があり、出願したデザインに対する新規性喪失の例外を主張できる場合が限定的に規定されているため、権利範囲確認審判、侵害・無効訴訟等の紛争で権利者に不利に作用しており、出願補正に対する期限が条文間異にして規定されていることから、国民に混乱を招いている。

そのため、デザイン出願の優先権を主張するための要件を国際規範に合致するようにし、新規性喪失の例外を主張できる手続的制限をなくす一方、出願の補正に対して審判の準用規定等が互いに一致するように整備する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することで、デザイン権者の権利保護を強化しようとするものである。

主要内容

- イ. デザイン登録の要件と関連し、新規性喪失の例外に対する主張及び書類提出の時期を規定している手続的条項を削除することで、一定要件さえ満たせば新規性喪失の例外が認められるようにする（案第36条第2項削除）。
- ロ. 条約に基づくデザイン登録出願と関連し、優先権を主張した者が正当な理由で期間内に書類又は書面を提出できない場合、その提出期間を2か月延長するようにする（案第51条第5項新設）。
- ハ. 優先権主張の効力喪失要件を、書類又は書面の未提出に明確にする（案第51条第6項等）。

- ニ. 優先権主張をした者は、デザイン登録出願日から3か月以内に当該優先権主張を補正又は追加できる（案第51条の2新設）。
- ホ. 優先権を主張しようとする者が正当な理由で期間内に優先権を主張できない場合、その期間を2か月追加で付与するようにする（案第51条の3新設）。
- ヘ. 出願の補正に対する期限を条文間一致させる（案第124条第1項及び第186条第3項）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第36条第2項を削除する。

第50条第2項ただし書中「第36条第2項第1号又は第51条第3項」を「第51条第3項」とし、同条第4項中「第51条」をそれぞれ「第51条、第51条の2又は第51条の3」とし、同条第5項中「第51条」を「第51条、第51条の2又は第51条の3」とする。

第51条第5項を第6項とし、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）中「第4項の期間内に同項に規定されている書類」を「第4項又は第5項の期間内に第4項に規定されている書類又は書面」に改める。

⑤第3項に基づいて優先権を主張した者が、正当な理由で第4項の期間内に同項による書類又は書面を提出できなかった場合は、その期間の満了日から2か月以内に同項による書類又は書面を特許庁長に提出できる。

第51条の2及び第51条の3をそれぞれ次のように新設する。

第51条の2（優先権主張の補正及び追加）①第51条第1項から第3項までの規定に基づいて優先権主張をした者は、デザイン登録出願日から3か月以内に当該優先権主張を補正するか追加できる。

②第1項に基づいて優先権主張を補正するか追加した者に対しては、第51条第4項から第6項までの規定を適用する。

第51条の3（優先権主張期間の延長）①第51条第1項に基づいて優先権を主張しようとする者が、正当な理由で同条第2項の期間を守ることができなかった場合、その期間の満了日から2か月以内にデザイン登録出願をしたときは、そのデザイン登録出願に対して優先権を主張できる。

②第1項に基づいて優先権を主張した者に対しては、第51条第3項から第6項までの規定を準用する。

第124条第1項後段中「第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定（以下「デザイン登録可否決定」という。）」を「デザイン登録可否決定」に改める。

第186条第3項中「第62条によるデザイン登録拒絶決定」をそれぞれ「デザイン登録可否決

定」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（新規性喪失の例外等に関する適用例） 第36条及び第50条第2項の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第3条（条約に基づく優先権主張等に関する適用例） 第50条第4項・第5項、第51条第5項・第6項、第51条の2及び第51条の3の改正規定は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

1 - 3 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2118983）

議案情報システム（2022.12.16.）

議案番号：2118983

提案日：2022年12月16日

提案者：キム・ヨンミン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法には、侵害行為を助成するか、侵害行為により生成された物に対する没収規定がない。また、他人が営業秘密を使用して製造した製品を譲り受けて流通させる行為が侵害に該当するか不明である。

これにより、営業秘密侵害罪が認められても侵害行為により生成した物が流通し、2次被害が発生する可能性がある。特許法等の他の知財権法は、侵害行為により生成した物に対する没収規定がある。

そのため、営業秘密侵害により生成した物等、犯罪行為により取得・形成した財産に対して没収・追徴を規定しようとする（案第18条第5項新設）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第18条第5項を第6項とし、同条に第5項を次のように新設する。

⑤第1項、第2項及び第4項の罪を犯した者がその犯罪行為により得た財産は、これを没

収する。ただし、その全部又は一部を没収できないときは、その価額を追徴する。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（犯罪行為により得た財産の没収等に関する適用例） 第18条第5項の改正規定は、この法律の施行後に犯した犯罪行為から適用する。

1-4 デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第491号）

電子官報（2022.12.19.）

産業通商資源部令第491号

デザイン保護法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年12月19日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第29条第4項中「特許庁長又は特許審判院長」を「特許庁長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正理由及び主要内容

デザイン審判の手続きを特許及び商標審判の手続きと統一するために、デザイン審査官の補正却下決定やデザイン登録拒絶決定等に対する不服審判の請求期間延長権者を特許庁長に一元化する内容に「特許法」が改正されたことを受け、関連引用条文を整備しようとするものである。

<特許庁提供>

産業通商資源部令第495号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022年12月23日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第4項第1号から第3号までをそれぞれ削除し、同項に第4号の3から第4号の5まで及び第5号の2をそれぞれ次のように新設する。

- 4の3. 産業財産権金融関連関係機関との協力
- 4の4. 発明等の評価関連制度の樹立・運営
- 4の5. 発明等の評価に対する信頼性向上の推進
- 5の2. 産業財産権投資活性化政策の樹立

第8条第5項第13号を削除し、同条第6項第6号の3を削除し、同条第7項第11号を次のように改め、同項に第12号から第16号までをそれぞれ次のように新設する。

- 11. 韓国特許戦略開発院に対する指導・監督
- 12. 政府研究開発事業特許成果の調査・分析及び診断に関する事項
- 13. 産業財産権診断機関の指定及び運営に関する事項
- 14. 特許情報と関連する大容量の定型又は非定型データ（以下「特許ビッグデータ」という。）の分析・活用に関する計画の樹立・施行
- 15. 特許ビッグデータの分析・活用に対する意識向上及び広報
- 16. その他産業財産権創出戦略及び半導体集積回路の配置設計に関する事項

第8条第8項第1号から第8号までをそれぞれ次のように改め、同項に第9号及び第10号をそれぞれ次のように新設する。

- 1. アイデアの経済活性化及び特許技術の取引・事業化政策の樹立・施行
- 2. アイデア及び特許技術取引の促進
- 3. 特許技術事業化の促進
- 4. 大学・公共研究機関の産業財産権管理能力の強化及び技術移転・事業化の支援
- 5. 国有特許権の処分・管理及び活用の促進
- 6. 女性発明活動の振興
- 7. 優秀発明品及び優秀特許製品の販路開拓の支援

8. アイデアの創出・活用・保護及び特許技術の取引・事業化の促進に向けた制度の研究

9. アイデア及び特許技術の取引・事業化に対する意識向上、広報、官民協力等の振興基盤作り

10. その他アイデアの経済活性化及び特許技術の取引・事業化の支援に関する事項
第9条第3項に第9号の2を次のように新設し、同条第4項第8号を削除する。

9の2. 産業財産権紛争調停に関する事項

第10条第3項第3号を次のように改め、同項第4号中「作成・総合」を「作成・分析・総合」に改め、同項に第9号を次のように新設し、同項第21号中「管理」を「管理・開放」に改め、同項に第21号の2を次のように新設する。

3. 韓国特許情報院に対する指導・監督

9. 「請願法」に基づく請願制度の運営及び管理

21の2. 産業財産権データの分析・活用モデルの開発及びインフラの構築

第10条第9項に第9号の2及び第9号の3をそれぞれ次のように新設し、同項第10号中『「特許協力条約」による』を「国際出願関連」に改め、同項第10号の2及び第10号の3をそれぞれ削除する。

9の2. 「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」に基づく国際デザイン出願書類の方式審査

9の3. 「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」に基づく意見書等中間書類及び国際デザイン登録異議申立書の方式審査

第12条第2項中「国際特許出願審査2チーム、特許分析課を」を「国際特許出願審査2チームを」に、「技術書記官に、特許分析課長は、書記官又は技術書記官」を「技術書記官」に改め、同条第12項を削除する。

第17条第3項第7号の2中「発明教育センター」を「国家発明人材館」とし、同条第5項第3号中「研究・開発」を「研究・開発・拡散」とし、同項第4号中「推進」を「施行」とし、同項に第4号の2を次のように新設し、同項第5号を次のように改める。

4の2. 国際知的財産人材育成に向けた計画の樹立及び施行

5. その他国際知的財産教育に関する事項

第20条第1項ただし書を削除する。

別表1中総計「1,603」を「1,602」とし、一般職計「1,601」を「1,600」とし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「800」を「792」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「400」を「409」に、行政書記補・工業書記補・保健書記補・施設書記補・電算書記補又は放送

通信書記補「19」を「18」に、事務運営書記補「29」を「28」に改める。

別表2中総計「1,603」を「1,602」とし、一般職計「1,601」を「1,600」とし、書記官又は技術書記官「38」を「37」に、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「824」を「817」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「374」を「383」に改め、「行政書記・工業書記・保健書記・施設書記・電算書記・放送通信書記又は運転書記1」を削除し、行政書記補・工業書記補・保健書記補・施設書記補・電算書記補又は放送通信書記補「19」を「18」に、運転書記補「2」を「3」に、事務運営書記補「29」を「28」に改める。

別表3中総計「150」を「147」とし、一般職計「150」を「147」とし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「20」を「19」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「12」を「10」に改める。

別表4を削除する。

別表5中総計「34」を「32」とし、一般職計「34」を「32」とし、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「8」を「6」に改める。

別表7中総計「23」を「22」とし、一般職計「23」を「22」とし、行政主事補・司書主事補・工業主事補・農業主事補・林業主事補・獣医主事補・海洋水産主事補・気象主事補・保健主事補・医療技術主事補・薬務主事補・環境主事補・航空主事補・施設主事補・電算主事補又は放送通信主事補「3」を「2」に改める。

別表9ロ目2)及び3)の評価期間欄中「2022年12月31日」をそれぞれ「2023年12月31日」に改め、同目に7)及び8)をそれぞれ次のように新設する。

7)特許審査業務	4名 (6級4名)	2024年12月31日まで
8)商標・デザイン審査業務	3名 (6級3名)	2024年12月31日まで

産業通商資源部令第382号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令の附則（産業通商資源部令第465号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令により改正された内容を含む）第2条及び第3条をそれぞれ削除する。

産業通商資源部令第403号特許庁とその所属機関の職制施行規則の附則第2条中「2022年12月31日」を「2024年12月31日」に改める。

産業通商資源部令第452号特許庁とその所属機関の職制施行規則の附則第2条を削除する。

附 則

この規則は、2022年12月23日から施行する。

改正理由及び主要内容

小規模事業者の知的財産創出の支援と小規模事業者の知的財産に関する意識の向上のために必要な人員1名(5級1名)を増員し、特許審査を強化するために必要な人員4名(6級4名)を評価対象定員として増員し、商標・デザイン審査を強化するために必要な人員5名(6級5名)を増員する一方、3名(6級3名)は評価対象定員とし、効率的に組織及び人員を運営するために特許審判院の定員3名(5級1名、6級2名)及び国際知識財産研修院の定員2名(6級2名)を減員して特許庁に再配置し、特許庁とその所属機関の下部組織の分掌事務を一部調整し、政府全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画に基づいて国政課題・政策懸案等の推進に向けた人材として活用するために、特許庁の定員16名(5級10名、6級4名、9級2名)と特許庁ソウル事務所の定員1名(7級1名)を減員する内容に「特許庁とその所属機関の職制」が改正(大統領令第33062号、2022.12.13.公布、2022.12.23.施行)されたことに伴って変更事項を反映する一方、特許庁に特許審査業務のために評価対象として増員した定員9名(6級9名)の評価期間をこれまでの評価結果によりそれぞれ2022年12月31日から2023年12月31日までに1年延長し、総額人件費制を活用して設置した特許分析課を廃止し、総額人件費制を活用して職級を上方修正していた特許庁の定員2名(4級1名、8級1名)を従前の職級(5級1名、9級1名)に還元し、特許審判院の定員1名(3級又は4級1名)を従前の職級(4級1名)に還元し、総額人件費制を活用して特許庁ソウル事務所に増員した定員1名(9級1名)の存続期限を2022年12月31日から2024年12月31日までに2年延長し、効率的な組織運営のために特許庁の下部組織の分掌事務を一部調整しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

議案番号：2119150

提案日：2022年12月27日

提案者：イ・ソヨン議員外11人

提案理由

最近、オンライン上の模倣品の販売が急増していることから、オンラインにおける商標権侵害行為に対する制度整備の必要性が持続的に提起されてきた。

これと関連し、権利主張者が民事上の訴え提起又は刑事上の告訴のためにオンラインサービス提供者に保有中の商標権権利侵害者に関する情報提供を要請したものの断られた場合、特許庁長がオンラインサービス提供者に情報提供を命じられるようにする内容の関連改正案が発議され、論議中にある。

ところが、特許庁長が権利主張者の要請に応じてオンラインサービス提供者に当該権利侵害者の個人情報を提供するよう命じる場合、権利主張者の主張だけで無分別に個人情報が流出するおそれがある。

そのため、産業財産権紛争調停委員会（以下「委員会」という。）に審議部を設置し、権利主張者が訴え提起又は告訴のためにオンラインサービス提供者が保有している権利侵害者に関する情報提供を命じることを特許庁長に請求する場合、委員会所属の審議部にその情報提供の必要性と妥当性について審議させることで無分別な個人情報の流出を防止しようとするものである。

主要内容

- イ. 委員会の調停事項と審議事項を明確に区分して規定し、委員会の審議事項はオンラインサービス提供者が保有している商標権又は専用使用权の侵害者に関する情報提供の請求に対する審議等とする（案第41条第1項から第3項まで新設）。
- ロ. 審議業務の効率的な遂行のために委員会に審議部を設置し、審議部が審議したときは、委員会が審議したものとみなすようにする（案第47条の2新設）。
- ハ. 委員会と調停部及び審議部の構成・運営等に必要な事項は、大統領令で定めるようにする（案第48条第1号から第4号まで新設）。

参考事項

この法律案は、キム・ジョンホ議員が代表発議した「商標法の一部改正法律案」（議案番号第2330号）の議決を前提にしているため、同法律案が議決されないか、修正議決される場合は、それに合わせて調整されるべきである。

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第41条第2項から第6項までをそれぞれ第4項から第8項までとし、同条第1項を第2項とし、同条に第1項を次のように新設する。

①この条による調停及び審議のために、産業財産権紛争調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第41条第2項（従前の第1項）各号以外の部分中「次」を「委員会は」に、「審議・調停するために、産業財産権紛争調停委員会（以下「委員会」という。）を置く」を「調停する」に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③委員会は、次の各号に関する事項を審議する。

1. 「特許法」第109条に基づく特許庁長の裁定
2. 「商標法」第108条の3に基づく情報提供
3. その他、他の法令において委員会の審議を経るようにした事項

第47条の2を次のように新設する。

第47条の2（審議部）①委員会は、委員会に5人以上の委員で構成される審議部を置き、第41条第3項による審議を遂行させることができる。この場合、審議部の委員の中には、「弁理士法」第3条第1号に基づく弁理士資格を有する人と弁護士の資格を有する人が各1人以上含まれるべきである。

②第1項に基づき、審議部が審議したときは、委員会が審議したものとみなす。

第48条中「委員会及び第42条に基づく調停部の構成・運営や紛争の調停方法・調停手続き及び調停業務の処理等に」を「次の各号に関して」に改め、同条に各号を次のように新設する。

1. 委員会の構成・運営
2. 第42条に基づく調停部の構成・運営
3. 紛争の調停方法・調停手続き及び調停業務の処理
4. 第47条の2に基づく審議部の構成・運営及び審議の方法・手続き

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

産業通商資源部公告第 2022-912 号

「技術の移転及び事業化の促進に関する法律施行令」を次のように一部改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 12 月 30 日

産業通商資源部長官

技術の移転及び事業化の促進に関する法律施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

公共研究機関保有技術の移転時に適用される通常実施の原則を廃止し、技術の特性や企業の需要等を考慮して公共研究機関が技術移転の方式を自律的に決められるように許容しようとし、技術評価の活性化のために技術評価機関の指定要件を緩和しようとする。

2. 主要内容

イ. 公共研究機関保有技術の移転（案第 26 条第 4 項から第 7 項まで）

- 1) 公共研究機関が技術移転をする時に適用される通常実施の原則等の制約を廃止し、公共研究機関が技術の特性や現場の需要等を考慮して譲渡、通常実施、専用実施等、技術移転の方式を自律的に決められるように許容する
- 2) 公共研究機関保有技術に対する均等な利用の機会を保障するために、技術移転の申請を受け付ける際に技術の見出しや概要等を 15 日以上公知し、他の申請者がいる場合、技術の利用計画等を検討して利用者を決める

ロ. 技術評価機関の指定基準（案第 32 条第 1 項）

- 1) 技術評価の活性化及び新規評価機関の参入を促すために、技術評価機関を指定する時に必要な専門家の人材要件を緩和する

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023 年 2 月 8 日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を産業通商資源部長官（参照：産業技術市場イノベーション課長、住所：世宗特別自治市ハンヌリ大路 402、政府世宗庁舎産業技術市場イノベーション

ョン課)に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見 (反対の際はその理由を明示)
- ロ. 氏名 (機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：(〒30118) 世宗特別自治市ハンヌリ大路 402、政府世宗庁舎産業技術市場イノベーション課

電子郵便：skkim97@korea.kr

Fax：044-203-4743

4. その他事項

改正案に対する詳細は、産業通商資源部産業技術市場イノベーション課 (電話 044-203-4543、FAX 044-203-4743、電子郵便 skkim97@korea.kr) にお問い合わせください。なお、一部改正令案の詳細な内容は、産業通商資源部ウェブサイト (<http://www.motie.go.kr>) の「予算・法令→立法予告」をご参照ください。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、知的財産権分野の FTA 説明会を開催

韓国特許庁 (2022. 12. 19.)

海外進出の始まり！知財権分野の FTA 最新動向を共有する

韓国特許庁は、12月19日月曜日午後2時から、海外に進出しているか進出を希望する韓国企業の関係者、知的財産の専門家および一般人を対象に「2022年知的財産権分野の自由貿易協定(以下「FTA」)説明会」をソウルで開催すると発表した。説明会は、今年12月から発効した韓国・イスラエル間FTAの知財権分野協定文の主要内容、近年の通商環境の変化が知財権に与える影響、韓国・EU間FTA付属書の改定事項、FTAでの営業秘密規定の動向に関する主題発表と討論で構成される。

1番目の発表は、特許庁産業財産通商協力チームの書記官が「韓国のFTA推進現況および韓国・イスラエル間FTA知財権分科の主要内容」をテーマに行う。韓国・イスラエル間FTAは、韓国が初めて中東国家と締結したFTAで、知財権分野協定文には、特許優先審査、優先権証明書類提出手続きの簡素化、有名商標の保護規定などが反映されている。今月初めの公式発効を機に、今後イスラエルに進出する韓国企業が増加すると予想されること

から、知財権分野協定文の主要内容を共有し、韓国企業の積極的な活用を誘導するために設けられた。

2 番目は、コロナ禍などにより加速化したデジタル化、米中摩擦の持続により拡散した保護貿易、ロシア・ウクライナ間戦争により火が付いたサプライチェーンの再編など、通商環境の変化が今後知財権分野に及ぼす影響について対外経済政策研究院の副研究委員が発表する。

3 番目の発表では、今年 11 月末、韓国・EU 間 FTA 附属書の改定により地理的表示保護リストが現行化したことに伴って変更された事項を慶尚国立大学の教授が紹介し、理解を深めるために韓国内の地理的表示保護制度を概略的に説明する。

最後に、韓国知識財産研究院の副研究委員が、主要な通商協定で営業秘密保護規定が強化されている傾向を考慮し、米国・日本・中国などの主要国の営業秘密制度の動向を調べてみる。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「イスラエルは先端技術分野の強国であるため、FTA の発効をきっかけに韓国企業が新たな成長の機会をつかめるだろう」とし、「説明会を通じて韓国企業が海外で知財権を効果的に保護され活用できることを願う」と述べた。

一方、説明会は、別途の参加費なしに誰でも参加できる。参加を希望する場合は、事前申込 (<https://naver.me/GyyXB6hL>) が可能であり、当日の現場登録もできる。

2-2 特許手数料を減免するための「中小企業証明書類ハンドブック」を配布

韓国特許庁 (2022. 12. 19.)

中小企業の特許手数料減免情報を一目で！

韓国特許庁は 12 月 18 日、中小企業が特許手数料減免制度をより幅広く容易に利用できるよう「中小企業証明書類ハンドブック」を製作し、ウェブサイトや全国 25 か所の地域知的財産センターなどを通じて配布すると発表した。特許庁は中小企業に対して特許出願料や審査請求料などを 50～70%減免する特典を提供している。しかし、特許手数料を減免してもらうためには、中小企業であることを証明する書類を提出しなければならないという面倒な手続きがある。

【中小企業手数料減免制度】

出願料、審査請求料、最初3年分の特許登録料、積極的権利範囲確認審判請求料：70%減免

中小企業と中小企業でない者の共同研究結果物に対する出願、中小企業の4年分からの特許（登録）料：50%

特許庁は、不便を改善するために、2019年から中小ベンチャー企業部との協約を通じて中小企業確認書を発行された企業の場合、証明書類を提出してもらわずにシステムから中小企業であるか否かを直接確認し、手数料を減免するなどの制度改善を行っている。中小企業確認書の発行履歴がない企業の場合は、手数料を減免してもらうためにその他の証明書類（売上確認書類、ベンチャー企業確認書、社会的企業認証書など）を提出しなければならない。中小企業基本法に定める中小企業の基準および各種証明書類が複雑かつ多様なだけでなく、関連規定の頻繁な改正などにより、証明書類を直接提出する必要がある中小企業は依然として困難な状況である。

特許庁は積極行政の一環として、中小企業が証明書類を正確かつ容易に提出できるよう、中小企業関連規定および証明書類の発行先などを総合的に案内するハンドブックを製作・配布する。ハンドブックは、中小企業の範囲および類型別手数料の減免率、業種確認書類・売上高確認書類・業種別売上高の基準、売上高以外の中小企業証明書類の種類、よくある質問（FAQ）で構成されている。上記の内容は、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の冊子/統計メニューから確認できる。

特許庁の情報顧客支援局長は、「中小企業は、2021年内国人出願全体の3分の1以上を占めるほど割合が高い特許顧客であり、今回のハンドブックの製作・配布をきっかけに証明書類の提出が容易になってより多くの中小企業が手数料減免の特典を享受できることが期待される」と述べた。

2-3 韓国特許庁、エンターテインメント業界と現場懇談会を開催

韓国特許庁（2022.12.20.）

有名人の顔や名前の無断使用禁止後、「このように変わりました」

韓国特許庁は、パブリシティ権の保護を中心とした「エンターテインメント業界との現場懇談会」を12月20日火曜日10時30分にソウルで開催すると発表した。懇談会は、最近K-pop関連模倣品が拡散するなど、エンターテインメント業界での知的財産保護の必要性が高まっている中、現場で実感する知的財産保護関連隘路事項と政策需要を把握す

るために開かれる。韓国音楽コンテンツ協会と HYBE、JYP、SM などの韓国を代表するエンターテインメント 11 社から 30 人以上の関係者が参加する。

特許庁は、これまで有名ブランドや芸能人の企画商品（グッズ）を模倣した偽物を持続的に取り締まってきており、今年 6 月からは有名人の顔や名前などの無断盗用行為を防止する内容の改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不正競争防止法」）を施行している。

懇談会では、特許庁の知的財産保護政策および活動に対する業界の意見を聴取し、改善の方向性を議論する。不正競争防止法上パブリシティ権保護条項導入の意義および適切な活用方法、改正不正競争防止法ハンドブックの紹介、模倣品の流通などに対する特許庁の行政調査および商標特別司法警察の活動事例などを共有し、政策質疑などの自由な討論が行われる。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「特許庁は、改正不正競争防止法が安定的に定着することを願い、国民の疑問を解決し、政策需要者からの意見を聴取するため、今後定期的に懇談会を開催していきたい」と述べた。

2-4 新任特許審判院長にキム・ミョンソプ産業財産政策局長を任命

韓国特許庁（2022. 12. 21.）

12 月 20 日、新任特許審判院長にキム・ミョンソプ特許庁産業財産政策局長が昇進任命された。

新任のキム・ミョンソプ院長は、1995 年に第 39 回行政考試に合格した後、特許庁で発明振興、人事、企画、予算、審査・審判、法制など、特許行政全般の要職をあまねく務めた知的財産分野の行政専門家である。

キム院長は、商標審査課長、報道官、産業財産保護政策課長、企画財政担当官、駐米大使館特許官等課長級の要職を経て局長に昇進後、中央行政審判委員会行政審判局長、商標・デザイン分野首席審判長、企画調整官、産業財産政策局長などを歴任した。故意に特許を侵害した場合、損害額の 3 倍まで賠償させる懲罰的損害賠償制度を設け、知的財産関連訴訟で中小企業を支援する特許共済事業の予算を新設し、ワシントン韓国人発明家協会の創設やプルコギ、焼酎のような韓国の伝統商品が米国など海外特許庁の商品リストに登録されるよう推進するなど、知的財産保護および活用分野で優れた業務推進力を発揮した。

気さくな人柄で職員と心置きなくコミュニケーションし、専門的な見識と幅広い経験を基にした合理的リーダーシップを備えているという評価である。

2-5 韓国特許庁、欧州特許公報韓国語翻訳文データ 500 万件を開放

韓国特許庁 (2022. 12. 22.)

海外特許公報、これから韓国語で確認できます！
来年米国特許公報韓国語翻訳文 1,700 万件、追加開放予定

韓国特許庁は、12月22日木曜日から KIPRIS Plus を通じて欧州特許公報の韓国語翻訳文データを民間に無料で開放すると発表した。データの開放範囲は、2000年から2022年4月まで欧州特許庁から英文で発刊された公開公報と登録公報の韓国語翻訳文で、約500万件に該当する。

※特許庁のデータ開放プラットフォームとして (plus.kipris.or.kr)、韓国内外の主要産業財産権（特許、商標、デザイン等）の公報や行政情報などのデータ商品を提供する

データは、特許庁が開発した人工ニューラルネットワーク（NMT）機械翻訳システムを活用したもので、特許庁は2018年から世界知的所有権機関（WIPO）（※）、韓国内IT専門企業などと業務提携を通じて技術を移転してもらい、人工知能翻訳エンジンの独自開発を推進してきた。特許分野に最適化した翻訳エンジンを開発するために、特許公報、審査および審判文書から約1,033万件の学習データを構築し、学習させることで、機械翻訳の性能を持続的に改善し、翻訳サービスの品質を測定できる体系を整えて品質の高度化に努めている。

※世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization, WIPO）：国際連合（UN）傘下専門機関の一つとして、知的財産権の国際的保護と協力のために設立された

今年は、独自開発した人工知能英韓翻訳機を活用して欧州特許公報の韓国語翻訳文を優先的に開放する。来年には約1,700万件に上る米国特許公報の韓国語翻訳文に開放範囲を広げる予定であり、英米圏の言語のほかに、中韓人工知能翻訳エンジンも開発して中国特許文献に対する翻訳文も中長期的に開放していく計画である。

開放されたデータを活用すると、海外特許文献に対するハングル検索や分析などが可能になり、関連民間企業の多様な知的財産サービスの開発および市場の活性化に役立つことが期待される。

特許庁の情報顧客支援局長は、「インターネットの発達により世界中のデータ障壁がなくなった今、言語障壁により海外技術情報がまともに活用されなければ、グローバル技術覇権時代に韓国の技術競争力が劣る原因になり得る」とし、「特許庁は誰でも容易かつ迅速に国内外の特許データにアクセスし、必要な情報を活用できるよう、人工知能翻訳システムを含む特許データ開放サービスを持続的に拡大していきたい」と述べた。

2-6 特許・商標年次登録料納付案内書、一目でわかりやすく変わります

韓国特許庁 (2022. 12. 26.)

主要情報は強調し、不要情報は最少化

- (事例) 特許権者 A さんは、特許権を維持し続けるための年次登録料納付案内書を理解する上で困っていた。現在の案内書には、多くの案内事項が文の形で羅列しており、内容を一目で把握するのが難しい。しかし、新しい案内書は、権利者が気になるような重要情報を大字で表記し、納付期限の経過に伴う権利消滅の注意文句を赤色で強調しているため、以前より理解しやすく、登録料を早く納付して権利を維持できるようになった。

韓国特許庁は、国民の利便性を向上させるために、2023 年 2 月から改善された年次登録料納付案内書を発送する計画であると発表した。年次登録料納付案内は、特許顧客が毎年納付しなければならない年次登録料を期限内に納付して権利消滅を予防できるよう納付期間を事前に知らせる行政サービスとして、郵便で発送されている。従来の案内書は、納付金額と納付口座番号が別々のところにあって一目で把握しにくく、特許顧客にとって非常に重要な案内の「権利消滅の注意案内」が平凡に表記されていて効果的な内容伝達に限界があった。

これを解消するために、従来の案内書の内容配置を再構成するなど、デザインを全面改編し、権利者が納付情報を簡単に把握し、便利に登録料を納付できるようにした。権利者に必要な重要情報である納付金額、納付期限、納付口座などを案内書の前面中央部に大字で提供し、納付書の種類ごとに異なる場所に位置していた納付方法に関する事項を一貫性があるように案内書の後面上部に配置し、詳しい説明も追加して誰でも簡単に理解できるようにした。

一方、直接的な登録料納付情報のほかに権利維持については、あまりにも多い情報を提供するよりは、特許顧客に必ず必要な情報だけを選別しており、錯誤や不注意によって権利が消滅しないように権利消滅に対する注意を特に強調した。権利を引き続き維持したい

権利者は、年次登録料を必ず納付しなければならないが、それをあまり認知できず権利が消滅する場合がしばしば発生するため、納付期限順守および権利消滅注意の文句を目立つように赤色の箱で強調して案内することで、不注意による権利消滅を予防しようとするのである。

特許庁の情報顧客支援局長は、「今回の納付案内書の改編は、特許顧客に便宜を提供し、主要情報を効果的に伝えるために推進することになった」とし、「これからも特許顧客は誰でも簡単かつ便利に特許登録料を納付し、権利を維持・管理できるよう、顧客にやさしい特許行政サービスの拡大に努めたい」と伝えた。

2-7 韓国特許庁、来年度予算 7,390 億ウォンが国会で確定

韓国特許庁 (2022. 12. 27.)

人工知能技術を導入した高品質の審査・審判の支援などに集中投資

- 人工知能技術の導入など、高品質の審査・審判の処理支援 (1,387 億ウォン)
- 公正な知的財産価値評価体系作りなど、知的財産市場の活性化 (421 億ウォン)
- 特許ビッグデータの分析など、未来新産業の特許基盤研究開発 (629 億ウォン)
- 国家コア技術の特許管理など、国内外の知的財産の保護 (386 億ウォン)
- 未来の知的財産人材の育成に向けた発明教員の育成など (8 億ウォン)

韓国特許庁は、国会本会議の議決を通じて 2023 年度の予算案として 2022 年に比べ 5.5% 増加した (+383 億ウォン) 7,390 億ウォンが確定したと発表した。

※特許庁予算：2022 年 7,007 億ウォン→2023 年予算案 7,390 億ウォン (+383 億ウォン)

来年度の予算案は、特許や商標出願などの手数料の収入および公共資金管理基金預託金元金回収額の規模増加に伴って増えたが、政府の財政運営基調により、知的財産の創出・保護などの主要事業費は、今年の本予算に比べ 120 億ウォン減額した 3,618 億ウォンを編成した。

※手数料の収入：2022 年 5,883 億ウォン→2023 年予算案 6,211 億ウォン (+328 億ウォン)

※※公共資金管理基金元金回収：2022 年 412 億ウォン→2023 年予算案 530 億ウォン (+128 億ウォン)

※※※主要事業費：2022 年 3,738 億ウォン→2023 年予算案 3,618 億ウォン (-120 億ウォン)

2023年度の集中投資方向別事業予算の内訳は次のとおりである。

1. AIを活用した高品質の審査・審判サービスの提供（1,387億ウォン）

人工知能技術の導入など、高品質の審査・審判の処理支援などのための予算として1,387億ウォンを編成した。特許庁本来の業務である審査・審判に集中するため、審査・審判サービスの支援に982億ウォンを編成した。

※審査・審判の処理支援：2022年975億ウォン→2023年予算案982億ウォン（+7億ウォン）

※※特許出願(件)：2018年209,992→2019年218,975→2020年226,759→2021年237,998

※※※商標出願(件)：2018年200,341→2019年221,507→2020年257,933→2021年285,821

特に、審査・審判サービス業務の効率化を推進するために、超巨大人工知能を活用して特許に特化した言語モデルを開発し、積極行政のために老朽化した審判システムを全面再構築する。

※AI基盤特許行政のイノベーション：2023年予算案19億ウォン（新規）

※※特許情報システムの構築および運営（情報化）：2022年339億ウォン→2023年予算案386億ウォン（+47億ウォン）

2. 知的財産市場の成長と公正な取引秩序の確立（421億ウォン）

投資および融資と連携した知的財産価値評価などによる知的財産金融市場の活性化のために421億ウォンを編成した。特に、企業が苦労して取得した特許が市場で正当に評価されるよう、公正な知的財産価値評価体系を設ける予定である。

※知的財産評価支援：2022年116億ウォン→2023年予算案135億ウォン（+19億ウォン）

3. 特許ビッグデータの分析など、未来新産業の特許基盤研究開発（629億ウォン）

特許ビッグデータ情報活用の強化による国家研究開発の効率性を向上させるために629億ウォンを編成した。特許ビッグデータを分析して有望技術を発掘し、国家研究開発（R&D）の方向樹立支援を拡大し、第6世代移動通信システム（6G）など、国家コア産業分野で韓国の中小・中堅企業の不要な技術使用料の支出を削減するための標準特許（※）分析事業を拡大して推進する。

※国際標準化機構などの国際機関で定めた標準規格を技術的に実現する際に必ず実施しなければならない特許（「必須特許」とも呼ばれる）

※※特許ビッグデータ基盤産業イノベーション支援：2022年37億ウォン→2023年予算案48億ウォン

※※※標準特許創出支援：2022年60億ウォン→2023年予算案80億ウォン（+20億ウォン）

4. 海外知的財産紛争対応の強化および国内知的財産保護の拡大（386億ウォン）

国内外の知的財産保護基盤を強化し、国家コア技術の特許管理体系を構築するために386億ウォンを編成した。グローバル技術覇権争いの激化による国際知的財産権紛争リスクの増加に伴い、韓国の輸出企業の海外特許紛争に対する警告状対応など、紛争状況に合わせた対応戦略を提供する。また、経済的・社会的弱者の知的財産権の創出・保護のために無料で知的財産権相談などを行う公益弁理士特許相談センターへの支援を拡大する計画である。

※特許紛争対応戦略支援：2022年107億ウォン、330社→2023年予算案127億ウォン、402社（+20億ウォン、+72社）

※※国内知的財産権保護インフラの構築：2022年36億ウォン→2023年予算案39億ウォン（+3億ウォン）

5. 知的財産人材の育成に向けた発明教員の育成予算（8億ウォン）（国民参加予算3億ウォン）

国民参加予算で民間発明教育専門家を育成し、青少年発明教育に活用することで、未来の知的財産人材を育成するための発明教員育成事業を強化する。

※発明教員の育成：2022年5億ウォン→2023年予算案8億ウォン（+3億ウォン）

特許庁は、2023年度の予算案が国会議決を通じて確定したことを受けて、迅速な予算執行ができるよう、事業計画の策定など、執行準備を徹底していく計画である。

2-8 韓国特許庁、2022年10大ニュースを選定…1位は「人工知能は発明者になれない」 韓国特許庁（2022.12.28.）

2位「新政権の知的財産政策方向」、3位「宇宙技術特許世界7位」

韓国特許庁が、人工知能が発明したと主張する特許出願に対して無効処分したニュース（「人工知能は発明者になれない」）が「2022年特許庁10大ニュース」の1位に選ばれた。

特許庁は、今年メディアに多く報道されたニュースを対象にした国民とジャーナリストの投票を通じて「2022年特許庁10大ニュース」を選定し、発表した。1位の「人工知能発明特許出願の無効処分」に次いで、2位は「新政権の知的財産政策方向の発表」、3位は

「韓服、ソジュも世界が認めた商品名称」、4位は「韓国の宇宙技術特許出願は世界7位」、5位は「半導体専門家、特許審査官として採用」などのニュースが後に続いた。

国民が選んだ2022年特許庁10大ニュースを見てみると、以下のとおりである。

1位の「人工知能は発明者になれない」ニュースは、米国の人工知能開発者スティーブン・テイラーが「DABUS」という名前の人工知能を発明者として特許出願した件に対し、韓国特許庁は、発明者は自然人でなければならないという要件を満たせなかったため無効処分（2022年9月）した内容で、国民から最も高い関心を集めた。

2位は、2027年特許出願世界3位への飛躍を目指し、グローバル知的財産大国に成長するための「新政権の知的財産政策方向の発表」（2022年8月）に国民の高い関心が寄せられた。

3位は、韓服、ソジュ、コチュジャン、テンジャン、マッコリ、キンパブ等韓国固有の商品名称6つが、世界知的所有権機関(WIPO)が認める商品名称として公式に認められ(2022年5月)、今後韓国固有の商品名称に対する海外での保護強化を期待するニュースが注目を集めた。

4位の「韓国の宇宙技術特許出願は世界7位」は、世界で7番目に月周回衛星の打ち上げに成功した後、主要国の宇宙産業の特許競争力を分析したところ、韓国の宇宙技術特許出願件数の順位(※)も世界7位であることがわかったとのニュース(2022年8月)が上位圏に入った。

※1位米国、2位中国、3位フランス、4位日本、5位ロシア、6位ドイツ、7位韓国

5位は、半導体退職人材を特許審査官として採用するニュース(2022年11月)が高い関心を集めた。

続いて、半導体優先審査(6位、2022年11月)、イ・インシル特許庁長、「知的財産分野で最も影響力のある50人」に選定(7位、2022年12月)、韓国国際特許出願、世界4位を獲得(8位、2022年2月)、特許相談チャットボット365日24時間サービス施行(9位、2022年5月)、ハングル優秀商標にベトロンを選定(10位、2022年10月)が、今年の特許庁10大ニュースに名を連ねた。

12,241人が参加した今回の国民投票を通じて、韓国特許庁の国際的存在感(イ・インシル特許庁長、「知的財産分野で最も影響力のある50人」に選定、韓国国際特許出願、世界4位、宇宙技術特許出願は世界7位など)と、新政権の発足に伴う知的財産政策方向(2027年特許出願世界3位への飛躍、半導体・人工知能などの国家先端戦略産業の政策方向など)に対する国民の関心度が高いことが確認できた。

特許庁の報道官は、「今年一年間、知的財産分野の肯定的な変化を導いた特許庁の主要政策と国民の関心事を確認する時間だった」とし、「来年も国民がもっと共感できるよう、さまざまな方式でコミュニケーションする特許庁になりたい」と述べた。

2-9 韓国・UAE、知的財産分野の高官級会談を開催

韓国特許庁（2022. 12. 29.）

韓国特許庁長は、12月29日木曜日の午後3時（韓国時間）、アラブ首長国連邦（UAE）経済省（Ministry of Economy）（※）のアブドゥッラー・アフメド・アル・サーレフ（Abdulla Ahmed Al Saleh）次官とテレビで高官級会談を行い、知的財産分野での協力および発展の方向性などについて議論した。

※UAEは、経済省で特許や商標などの知的財産関連業務を担当している

韓国とUAEは、2010年に知的財産分野での協力に関する了解覚書（MOU）を締結して以来、特許審査の代行や特許情報システムの構築など、知的財産分野で緊密な協力関係を築いてきた。特に、韓国特許庁の専門家14人がこれまで審査実務の経験とノウハウの共有、両国間の知的財産分野協力計画の具体的な履行などのためにUAEの経済省に派遣され、高品質の審査体系の構築に貢献してきた。

特許庁長は、「最近、先端技術や原子力、防衛産業などの多様な分野で韓国とUAE間の協力が強化されていることを考慮すると、知的財産分野でもこれまでの成果を踏まえて両国間の協力を一層発展させていく必要がある時点だ」とし、「特許庁は、今回の高官級会談をきっかけに両国間の新たな協力議題を積極的に見出して推進する一方、韓国の先進知的財産制度を中東地域の諸国に普及させるために取り組んでいきたい」と述べた。

2-10 韓国特許庁、「出願書式標準事例集」を発行

韓国特許庁（2022. 12. 29.）

特許出願書類を簡単に作成しましょう！

韓国特許庁は29日、特許、商標、デザインなど知的財産権出願書類を作成する際に役に立つよう、模範例などを紹介する『出願書式標準事例集』を発行し、ウェブサイトや韓国全国の地域知識財産センター25カ所から配布することを明らかにした。

特許など出願関連書類には専門用語が多く、書式の種類も多様かつ複雑であるため、知的財産の専門家（弁理士）の力を借りないで出願関連書類を作成する出願人は困難である。

弁理士を通さず出願人が直接出願する割合は、全体出願の約 19% (※) であり、出願人 5 人のうち 1 人は直接出願手続きを行っている。

※ここ 3 年間 (2019～2021 年) の直接出願の割合 : (2019 年) 19.38% → (2020 年) 19.38% → (2021 年) 19.10%

韓国特許庁は、積極行政の一貫として、出願手続きや制度に対する理解が不足しているか、または書式作成などが困難な出願人に対するサービスを強化するため、出願書式標準事例集を発行して配布することにした。

事例集は、出願書など約 35 の書式について、標準化されたそれぞれの書式の作成例、具体的な記載方法を紹介し、経験の不足な中小企業や個人の出願人も提出目的に合わせて的確な書類が作成できるように案内している。

韓国特許庁の情報顧客支援局長は、「書類を作成する方法を正確かつ分かりやすく案内することは、知的財産の敷居を下げるための基礎となる」とし、「これからも特許顧客に積極的な行政サービスを提供するための努力を持続的に推進する」と述べた。

この事例集は、韓国特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr) の冊子／統計から確認できる。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 2023 年からデザイン物品分類が変わります

韓国特許庁 (2022.12.27.)

飛沫遮断用マスクや化粧品容器の一部などのデザイン物品分類基準が変更

韓国特許庁は、2023 年 1 月 1 日からデザイン登録出願の際に飛沫遮断用マスクなど一部物品のデザイン物品分類基準が変更されたことを受け、出願人の注意が必要であることを明らかにした。

これは、産業デザイン物品分類の国際的な基準を設けるための「第15次ロカルノ国際分類専門家会議」の結果が反映されたロカルノ分類第14版が2023年1月1日から公式に施行されることに伴うものである。一部の物品は基準変更によりデザイン一部審査登録出願（※）の対象当否が変更されるという点で、出願時に格別の注意が求められる。飛沫遮断用マスクは2類（一部審査）から29類（審査）に変更され、審査期間が約7～8か月程度に長くなる一方、包装容器用口紅チューブは、28類（審査）から9類（一部審査）に変更され、審査期間が約1か月に短縮される見込みで、デザイン出願戦略に支障がないように対応が必要である。もし、変更された物品分類どおりに出願書に記載しなければ、物品類の補正に関する意見提出通知書が発送されるなど、手続きが追加されることがある。

※デザイン一部審査登録出願の対象は、第1類、第2類、第3類、第5類、第9類、第11類および第19類に属する物品であり、約1か月以内に権利付与の可否を決定する

変更された分類基準は2023年1月1日以降の出願件から適用され、ロカルノ分類第14版とそれを反映した「物品類別物品リスト」の告示は、来年1月1日以降に特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）から確認できる。また、今回の改定によりデザイン一部審査登録出願の対象当否が変更される物品リストは、特許路（www.patent.go.kr）のお知らせに別途掲示する予定である。

特許庁のデザイン審査政策課長は、「物品分類の変更により、出願を準備している個人や企業のデザイン戦略の策定に注意が必要だ」とし、「それによる出願人の不便がないよう、広報やシステム改善などの積極的な行政サービスを提供する」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム